

お客さま 各位

高松信用金庫

当金庫のインボイス制度への対応について

平素より当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、令和5年10月1日より消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が開始されます。

それに伴い、当金庫は適格請求書発行事業者の登録を行いましたので、登録番号をお知らせいたしますとともに、当金庫のインボイス発行はお取引形態により以下のとおりとなりますので、ご案内申し上げます。

◆適格請求書発行事業者登録番号

高松信用金庫：T6470005000703

◆お取引形態によるインボイスの発行

1. 窓口でお支払いただく各種手数料（代金取立手数料、窓口両替手数料、硬貨取扱手数料、融資関係手数料、残高証明書発行手数料など）
⇒ 現在発行している「手数料領収書」をインボイスの要件を満たした書式に改訂します。
2. 複写式の振込依頼書を用いて手続きされる振込手数料
⇒ 現在発行している「振込金受取書」をインボイスの要件を満たした書式に改訂します。
3. 口座振替によりお支払いただく夜間金庫の基本手数料
⇒ 現在発行している「手数料領収書」をインボイスの要件を満たした書式に改訂します。
4. 口座振替によりお支払いいただく貸金庫の年間使用料
⇒ お客さまよりご請求いただければインボイス要件を満たした「手数料領収書」を発行します。
5. インターネットバンキング（ファームバンキングを含みます。）にかかる月額基本料及び振込手数料、でんさいネットサービスにかかる基本手数料及び記録請求手数料
⇒ インボイスデータを作成し、発行します。
6. A T Mでのお取引にかかる手数料
⇒ A T Mでのお取引につきましては、発生する手数料が原則3万円未満となりますので、インボイスの交付が不要な「3万円未満の自動販売機、自動サービス機における取引」に該当し、お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることができます。
そのため、A T Mから発行される「ご利用明細」等についてはインボイス制度に対応する様式変更は行いませんのでご了承願います。

上記以外のお取引および当金庫のインボイス対応についてご不明な点がございましたら、最寄りの営業店にお問い合わせ願います。

以上